

○仙台市中小企業活性化会議の組織及び運営に関する規則

平成二十七年三月十六日  
仙台市規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市中小企業活性化条例（平成二十七年仙台市条例第十号）第九条第六項の規定に基づき、仙台市中小企業活性化会議（以下「活性化会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 活性化会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、活性化会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 会長は、活性化会議の会議を招集し、その議長となる。

2 活性化会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 活性化会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第四条 活性化会議は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第五条 活性化会議の庶務は、経済局産業政策部経済企画課において処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、活性化会議の運営に関し必要な事項は、会長が活性化会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。